

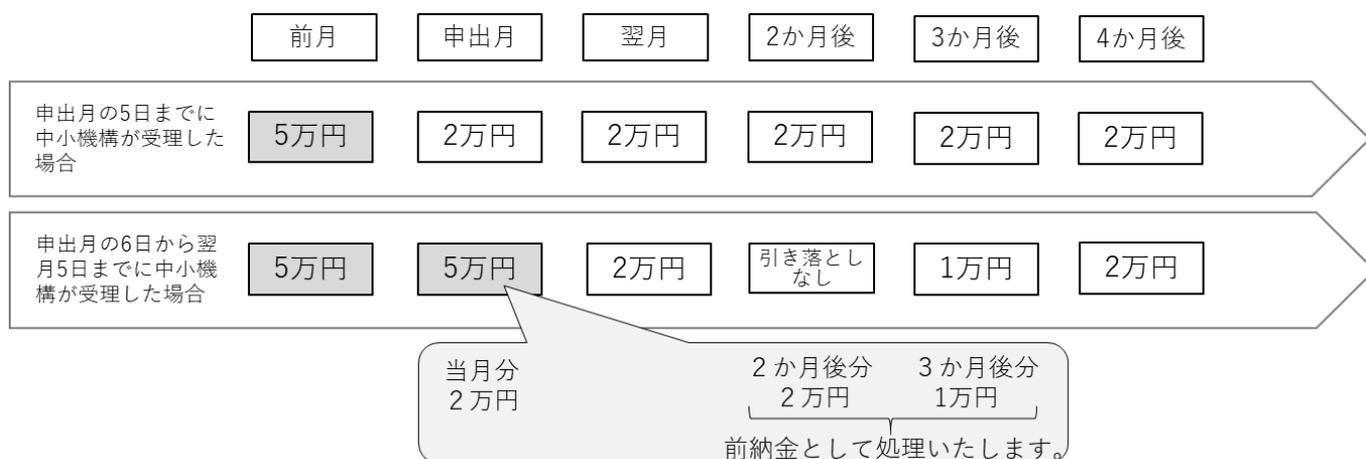
中小企業倒産防止共済 掛金月額変更（減額）のご案内

○掛金月額の変更（減額）

掛金月額を 5,000 円単位で月額 5,000 円まで減額できます。

< 締切及び適用月 >

減額は機構が申込書を受理した月から適用になります。毎月 5 日（5 日が休日の場合は翌営業日）までに機構が受理すると当月の掛金請求時（毎月 27 日）から減額後の掛金となりますが、6 日以降に受理した場合、当月の掛金請求時には減額前の掛金月額で請求され、翌月以降の掛金請求額で調整されます。



< 手続き方法 >

「新型コロナウイルス感染症にかかる経営セーフティ共済の特例措置について」に掲載している様式「中小企業倒産防止共済 掛金月額変更（減額）申込書」に必要事項をご記入のうえ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中小機構（下記）に直接送付してください。

（送付先） 〒105-8453

東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

独立行政法人中小企業基盤整備機構 倒産防止共済契約課